

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	項目	金額
款	入	項	千円
1	使用料及び手数料	1 使用料	1,174,301
2	財産収入	1 財産運用収入	444
3	繰入金	1 一般会計繰入金	719,913
4	繰越金	1 繰越金	3
5	諸収入	1 諸収入	314,184
		2 雑収入	50
		2 雑収入	314,134
	歳入合計		2,208,845
	歳出		
	款	項	金額
1	肢体不自由児施設費		2,208,795

1	あすなる学園費	852,358
2	さわらび園費	507,585
3	はまなす学園費	848,852
1	公債費	50
2	公債費	50
	歳出合計	2,208,845

平成17年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成17年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,502,413千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	項目	金額
款	入	項	千円
1	分担金及び負担金	1 分担金及び負担金	326,673
2	使用料及び手数料	1 使用料	359,380
3	財産収入	1 財産収入	104,305
4	繰入金	1 繰入金	2,413,817

1	一般会計繰入金	2,413,817
5	繰越金	1
1	繰越入金	1
6	諸収入	30,237
1	県預金	1
2	雑預金	30,236
7	県債	268,000
1	県債	268,000
歳入合計		3,502,413

歳出	項	金額
1	港湾整備事業費	391,827
1	青森港整備事業費	134,211
2	八戸港整備事業費	254,733
3	七里長浜港整備事業費	1,459
4	大湊港整備事業費	1,424
2	公債費	3,110,586
1	公債費	3,110,586
歳出合計		3,502,413

第2表 地方債	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	事業	50,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更に、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
地域開発事業	事業	218,000			
計		268,000	/	/	/

平成17年度青森県証紙特別会計予算

平成17年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,716,064千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
1	証紙管理収入	2,606,349
1	証紙取扱収入	2,606,349
2	繰入金	109,713
1	一般会計繰入金	109,713
3	繰越金	1
1	繰越金	1
4	諸収入	1
1	県預金	1
歳入合計		2,716,064

歳出	項	金額
1	証紙管理取扱費	2,716,064
1	証紙取扱費	2,716,064
歳出合計		2,716,064

平成17年度青森県管理特別会計予算

平成17年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,544,971千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	款 越 越 金	3
	1 繰 繰 金	3
歳入	2 諸 収 入	2,544,968
	1 管 理 費 収 入	2,544,918
歳入	2 県 預 金 利 子	50
	歳 入 合 計	2,544,971

歳出	項	金額 千円
歳出	款 管 理 費	2,544,921
	1 管 理 費	2,544,921
歳出	2 公 債 費	50
	1 公 債 費	50
歳 出 合 計		2,544,971

平成17年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成17年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,032千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金額
千円

1 繰 入 金 19,032
1 一 般 会 計 繰 入 金 19,032

歳 入 合 計 19,032

歳出	項	金額 千円
歳出	款 公 債 費	19,032
	1 公 債 費	19,032
歳 出 合 計		19,032

平成17年度青森県下水道事業特別会計予算

平成17年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,897,893千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金額
千円

1	分担金及び負担金	2,033,419
1	1 負担金	2,033,419
2	2 使用料及び手数料	64,340
1	1 国庫支出金	64,340
3	3 国庫補助金	945,500
1	1 国庫補助金	945,500
4	4 繰入金	1,539,871
1	1 一般会計繰入金	1,539,871
5	5 繰越入金	1
1	1 繰越入金	1
6	6 諸収入	37,762
1	1 諸収入	37,762
1	1 県預金収入	37,761
2	2 受託事業収入	277,000
7	7 県債	277,000
1	1 県債	277,000
歳入合計	4,897,893	
歳出		
款	項	金額
1	1 下水道事業費	3,827,643
1	1 流域下水道事業費	1,502,000
2	2 下水道管理費	2,325,643
1	1 公債費	1,070,250
1	1 公債費	1,070,250
歳出合計	4,897,893	

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
平成17年度岩木川流域下水道事業工事代金	平成18年度					千円 651,000

第3表 地方債

起債の目的	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円	277,000	普通貸借又は債券発行	9.0%	政府資金の場合は、融通案件による。政府資金の償還は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計		277,000	/	/	/

平成17年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成17年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ422,055千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	項	金額
1	1 使用料及び手数料	233,872
1	1 使用料	233,872
2	2 繰入金	184,712
1	1 一般会計繰入金	184,712
3	3 繰越金	2
1	1 繰越金	2
4	4 諸収入	3,469
1	1 県預金収入	1
2	2 雑収入	3,468
歳入合計	422,055	

歳 出

款 項	金 額 千円
1 駐 車 場 事 業 費	114,304
1 県 営 駐 車 場 運 営 費	66,055
2 地 下 駐 車 場 運 営 費	48,249
2 公 債 費	217,763
1 公 債 費	217,763
3 繰 出 金	89,988
1 一 般 会 計 繰 出 金	89,988
歳 出 合 計	422,055

平成17年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成17年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ980,995千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款 項	金 額 千円
1 使 用 料 及 び 手 数 料	437,348
1 使 用 料	437,348
2 繰 入 金	374,562
1 一 般 会 計 繰 入 金	374,562
3 繰 越 金	1
1 繰 越 金	1
4 諸 収 入 金	169,084
1 県 預 金 利 子 入 金	1
2 雑 入 金	169,083

歳 入 合 計

款 項	金 額 千円
1 鉄 道 施 設 事 業 費	869,903
1 鉄 道 施 設 整 備 費	13,622
2 鉄 道 施 設 管 理 費	856,281
2 公 債 費	111,092
1 公 債 費	111,092
歳 入 合 計	980,995

平成17年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成17年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ554,607千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 款 項	金 額 千円
歳 入 款 項	金 額 千円

1	繰入	繰入金	57,564
1	繰越	繰入金	57,564
2	繰越	繰入金	80,733
1	繰越	繰入金	80,733
3	諸	繰入金	320,716
1	県	預金利息	7
2	貸付	金元利収入	320,705
3	雑	収入	4
4	県	債	95,594
1	県	債	95,594
歳入	合計		554,607

歳出	項目	金額
1	母子寡婦福祉資金貸付費	554,607
1	母子寡婦福祉資金貸付費	554,607
歳出	合計	554,607

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
平成17年度	母子福祉資金貸付	平成18年度	から			270,545
		平成20年度	まで			
平成17年度	寡婦福祉資金貸付	平成18年度	から			19,352
		平成20年度	まで			

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	95,594千円	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0%	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。

平成17年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成17年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,880,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額
1	繰入金	10,023
1	一般会計繰入金	10,023
繰越	繰入金	580,165
1	繰越	580,165
諸	繰入金	3,749,772
1	諸	3,749,772
1	貸付	3,568,227
2	貸付	3,568,227
2	県	800
3	雑	180,743
4	貸付	3,540,423
4	貸付	3,540,423
1	県	3,540,423
歳入	合計	7,880,383
歳出	項目	金額